

排水水の処理施設(変更前)

次の表の左欄に掲げる汚水に係る有害物質については、それぞれ同表の当該右欄に掲げる処理施設又はこれと同等以上の性能を有する処理施設を設置し、かつ、他の排水水と混合することなく排出する構造とすること。

六価クロム化合物	自動式酸性還元法による処理施設及び強制ろ過処理施設
シアン化合物	自動式アルカリ酸化分解法による処理施設及び電気めっき施設を設置するものにあつては強制ろ過処理施設
カドミウム、鉛及びその化合物	不溶解性化合物として沈殿処理施設及び精密ろ過処理施設
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	不溶解性化合物として沈殿処理施設及び吸着ろ過処理施設
有機燐(りん)化合物	吸着処理施設
砒(ひ)素及びその化合物	金属水酸化物共沈法による処理施設及び吸着又は精密ろ過処理施設
ポリクロリネイテッドビフェニル(別名PCB)、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素及び1,1,1-トリクロロエタン	吸着処理施設